

区のおしらせ

中央

6/21

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp>

別図



江戸バスの

ルート・ダイヤ改正

～7月14日(土)から～

乗り継ぎ時間の短縮や、土・日曜日、祝日の利用促進を図るため、江戸バスのルート変更およびダイヤ改正を実施します。

変更内容
 ・ルート変更(別図のとおり)
 ・新富二丁目周辺の変更
 「新富二丁目」で南循環から北循環への乗り継ぎを可能にし、南北の乗り継ぎ時間を短縮します(2頁別表1のとおり)。

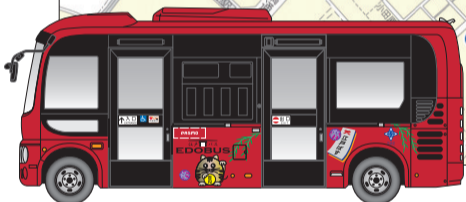
・銀座周辺への延伸(土・日曜日、祝日のみ)
ダイヤ改正
 ルート変更に伴い、ダイヤ改正を実施します(2頁別表)

◎詳細は、区のホームページまたは七月上旬から本庁舎日本橋・月島区民センターなどで配布するバスマップをご覧ください。

※問合せ先
 環境政策課庶務係
 ☎(3546)5413
 (次頁へ続く)



▲中央区コミュニティバス 江戸バス



別表

日曜開庁(7月8日)の休止	問合せ先
毎週日曜日に開庁している1階の窓口(戸籍・転入・転出・印鑑登録・国民健康保険)は、7月8日(日)は開庁していませんのでご注意ください。	区民生活課総合窓口係 ☎(3546)5321 区民生活課戸籍係 ☎(3546)5317 保険年金課資格係 ☎(3546)5362
自動交付機の休止	問合せ先
区役所、日本橋・月島区民センターに設置している住民票の写しと印鑑登録証明書の自動交付機を7月6日(金)午後5時から7月8日(日)終日まで休止します。7月9日(月)午前7時からの利用となります。	区民生活課総合窓口係 ☎(3546)5321 日本橋特別出張所区民係 ☎(3666)4253 月島特別出張所区民係 ☎(3531)1153
電話予約の受付	問合せ先(予約場所)
7月6日(金)午後5時までの電話予約により、7月7日(土)および8日(日)に住民票の写しと印鑑登録証明書を交付します。 交付場所 区役所1階宿直室窓口 ☎(3543)0211 交付時間 午前9時～午後9時30分	区民生活課総合窓口係 ☎(3546)5321 受付日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

(注)外国人住民の皆さんに7月9日から適用される住民基本台帳制度については、「区のおしらせ 中央」本号10頁および区のホームページ(英語および中国語、韓国語による対応が可能)をご覧ください。

Note: Regarding the Basic Resident Registration system applying to foreign residents on and after July 9, please read the current issue of Chuo Newsletter, page 10, or visit the Chuo City Office website. (English, Chinese and Korean are available.)

主な内容
 平成23年度下半期中央区の財政状況をお知らせします...4・5頁
 高齢の方へのサービスのご案内...6・7頁

日曜開庁および自動交付機の休止について

7月9日(月)から外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします。これに伴い住民記録システムを変更する必要があります。そのため、別表のとおり日曜開庁および自動交付機を休止します。ご不便をおかけし

ますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、7月6日(金)午後5時までに電話予約いただければ、7月7日(土)および8日(日)に住民票の写しおよび印鑑登録証明書を交付します。



「歯みがきは、じょうぶなからだの第一歩」――
 六月四日の歯の衛生週間初日に日本橋プラザ前広場で恒例の口腔衛生推進イベントが開かれました。
 主催は五月一日に社団法人から公益社団法人に移行した旧日本橋歯科医師会。名称も「お江戸日本橋歯科医師会」に変更し、これまでに地域活動を強化するとう。このイベントは三十年以上続けられており、会場では無料で歯の健康相談や歯磨き指導なども行われにぎわいました。
 一方、京橋歯科医師会は七日に月島保健センターで無料の歯科相談、歯磨きアドバイスなどをいたしました。両歯科医師会のご協力により歯科健診は産前・産後をはじめ一歳六カ月児、三歳児、小・中学校、さらに三十歳からの成人健診、七十二歳からの高齢者健診は二年ごとに実施するなど大いに充実しております。こうした取り組みにより、むし歯を持つ三歳児の割合は二三区で一番少なくなっている、といった調査結果も出ております。
 誰もが「8020」となるよう、家族ぐるみで取り組んでまいります。

中央区長 和田 善英



リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

第24回東京湾大華火祭

〜入場整理券申込みのご案内〜

華火祭の概要

日時

8月11日(土)
午後7時〜8時20分
(荒天の場合は翌日に順延。
両日とも荒天の場合は中止)

① 晴海第二会場 (約三万人収容)
② 晴海第一会場 (約三万人収容)
③ 豊海運動公園会場 (約八千人収容)
④ ③の会場については入場整理券は必要ありません。

内容
尺五寸玉(四十五cm)十発、
尺玉(三十cm)百発を含む約一
万二千発
観覧会場
① 晴海主会場(約五万人収容)

入場整理券の申込み
晴海の会場は全て入場整理券(一枚で二名入場可)が必要です。

晴海で観覧を希望する方は、次のいずれかの方法で申し込んでください。申込みの際には主会場・第二会場の別は選びたいだけ(主会場は区民優先となります)。なお、重複申込みは無効です。

6月21日(木)午前9時から7月17日(火)午後5時までに区のホームページから申込み
抽選結果の発表は入場整理券の発送をもって代えさせていただきます。
抽選は区民優先となります。ぜひお申込みください。
※問合せ先
入場整理券については東京湾大華火祭実行委員会事務局
〒104-8782
日本郵便 晴海支店留
東京湾大華火祭実行委員会事務局
〒3248-1561
その他華火祭全般については地域振興課地域事業係
☎(3546)5339

4月からの障害福祉サービス等の変更点について
四月から障害者自立支援法と児童福祉法の一部が改正されました。主な変更点は次のとおりです。
利用者負担について
障害福祉サービス等と補装具の利用者が合算となり、一部利用者負担が軽減されることになりました。
介護保険サービスと併せて利用されている方、同じ世帯で複数のサービスを利用する場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合に、その相対額を支給します(償還払いのため、申請手続きが必要です)。
相談支援体制の強化
地域における相談支援の核を担う機関としての基幹相談支援センターや、地域の障害者への支援体制に関する課題を共有するための自立支援協議会の設置について、障害者自立支援法に明記されました。
今後、区では基幹相談支援センターの設置に向けた検討・準備を自立支援協議会などで行ってまいります。
障害児支援の充実
障害のある児童(十八歳未満)の施設での支援は、児童福祉法に一元化されました。
障害児通所サービスの実施
主体が都から区に移り、申請受付や支給決定などは区が行うことになりました。「保育所等訪問支援」と「放課後等デイサービス」が創

設されました。障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」は児童福祉法の「児童発達支援(就学前)」と「放課後等デイサービス」(就学後)になりました。
支給決定プロセスの見直し
より適切なサービスを受けられることができるようにするために、障害福祉サービス等の支給決定プロセスに「サービス利用計画」の作成が加わりました(別図のとおり)。
区では、サービス等利用計画の対象者を順次拡大するとともに、計画を作成する相談支援事業者の指定を行っています。

第23回 中央区大江戸まつり盆おどり大会
毎年恒例の「中央区大江戸まつり盆おどり大会」を、八月二十四日(金)・二十五日(土)に浜町公園で開催します。
盆おどり練習会
大江戸まつり盆おどり大会や地域の盆おどり大会にも気軽に参加いただけるよう、練習会を開催します。
区のオリジナル曲「これが大江戸の盆ダンス」や今年から新たに加わる「銀座カンカン娘」と「ベイサイドブギ」を含め数曲を練習する予定です。初めての方向けの練習も行います。
※問合せ先
中央区大江戸まつり実行委員会事務局(地域振興課自治振興係)
☎(3546)5336

(2)

1頁からの続き 「江戸バスのルート・ダイヤ改正」

別表1 乗り継ぎ時間

	南循環→北循環		北循環→南循環	
	平日	土・日曜日、祝日	平日	土・日曜日、祝日
変更前	13分	13分	14分	12分
変更後	4分(9分短縮)*1	5分(8分短縮)*2	12分(2分短縮)*2	12分*2

*1:新富二丁目での乗り継ぎ ※2:中央区役所での乗り継ぎ
◎乗り継ぎ時間は、天候や道路状況などにより異なる場合があります。

別表2 北循環 主要バス停 新時刻表

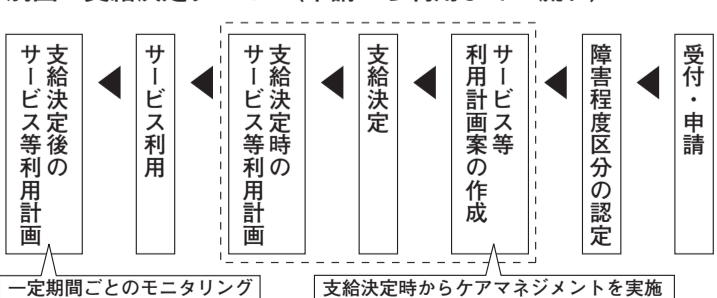
バス停名	平日			土曜日			日曜日・祝日		
	始発	終発	時間ダイヤ(分)	始発	終発	時間ダイヤ(分)	始発	終発	時間ダイヤ(分)
中央区役所	7:00	18:40	00 20 40	6:58	18:38	18 38 58	7:58	18:38	18 38 58
新富二丁目	7:03	18:43	03 23 43	7:01	18:41	01 21 41	8:01	18:41	01 21 41
八重洲通り東(いちよし証券前)	7:06	18:46	06 26 46	7:04	18:44	04 24 44	8:04	18:44	04 24 44
東京駅八重洲北口(八重洲地下街北入口)	7:13	18:53	13 33 53	7:11	18:51	11 31 51	8:11	18:51	11 31 51
浜町駅(明治座前)	7:34	19:14	14 34 54	7:30	19:10	10 30 50	8:30	19:10	10 30 50
中央区役所(着)	8:08	19:48	08 28 48	8:08	19:48	08 28 48	9:08	19:48	08 28 48

南循環 主要バス停 新時刻表

バス停名	平日			土曜日			日曜日・祝日		
	始発	終発	時間ダイヤ(分)	始発	終発	時間ダイヤ(分)	始発	終発	時間ダイヤ(分)
中央区役所	7:00	18:40	00 20 40	7:00	18:40	00 20 40	8:00	18:40	00 20 40
祝橋南	↓	↓	↓	7:01	18:41	01 21 41	8:01	18:41	01 21 41
東銀座駅	↓	↓	↓	7:03	18:43	03 23 43	8:03	18:43	03 23 43
三原橋	↓	↓	↓	7:04	18:44	04 24 44	8:04	18:44	04 24 44
采女橋	↓	↓	↓	7:06	18:46	06 26 46	8:06	18:46	06 26 46
築地社会教育会館	↓	↓	↓	7:08	18:48	08 28 48	8:08	18:48	08 28 48
築地場外市場前	↓	↓	↓	7:12	18:52	12 32 52	8:12	18:52	12 32 52
築地本願寺	7:03	18:43	03 23 43	7:14	18:54	14 34 54	8:14	18:54	14 34 54
勝どき駅	7:33	19:13	13 33 53	7:44	19:24	04 24 44	8:44	19:24	04 24 44
聖路加国際病院	7:55	19:35	15 35 55	8:06	19:46	06 26 46	9:06	19:46	06 26 46
リハポート明石	7:57	19:37	17 37 57	8:08	19:48	08 28 48	9:08	19:48	08 28 48
入船三丁目	7:58	19:38	18 38 58	8:09	19:49	09 29 49	9:09	19:49	09 29 49
新富二丁目	7:59	19:39	19 39 59	8:10	19:50	10 30 50	9:10	19:50	10 30 50
中央区役所(着)	8:05	19:45	05 25 45	8:13	19:53	13 33 53	9:13	19:53	13 33 53

◎区のホームページと新バスマップに全バス停の時刻表を掲載します。

別図 支給決定プロセス(申請から利用までの流れ)



※問合せ先
障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6753
FAX(3544)0505

子ども家庭支援センター 「きらら中央」事業案内

子ども家庭支援センターでは、子どもと子育て家庭の総合相談、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、一時預かりなどの保育サービス、子育てに関する情報提供など、子育て家庭を応援するさまざまな事業を実施しています。

子ども家庭支援センター「きらら中央」で実施している主な事業

サービスの種類、対象者など別表のとおり

受付時間

午前9時～午後6時
(祝日、年末年始を除く)

所在地

中央区勝どき1-4-1

※問合せ先

子ども家庭支援センター
☎(3534)2103

子どもと子育て家庭の総合相談

十八歳未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じています。

お子さんに関して、悩みや不安がありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください

お詫びと訂正

「区のおしらせ 中央」六
月一日号に誤りがありました。
た。お詫びして訂正します。
八頁「中央区新発見!」ま

い。

ご相談の内容に応じて、保健・心理・福祉などの専門相談員が個別に対応します。

受付時間

午前9時～午後5時

(祝日、年末年始を除く)

◎できるだけ事前のご予約をお願いします。

※相談先

子ども家庭支援センター相談係
☎(3534)2255

児童虐待に対応するため 子どもほっとライン

子ども家庭支援センターでは児童虐待情報専用電話として「子どもほっとライン」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。

通告した方の秘密は守られます。虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合は、直ちにご連絡ください。もし虐待ではなかったとしても、通告をした方が責任を問われることはありません。

受付時間

午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日、年末

ち歩きツアー「参加者募集」
別表の産業コース・朝日新聞社コース実施日時

誤 8月1日(水)
正 8月3日(金)

年始を除く)

※通告・相談先

子どもほっとライン

☎(3534)2228

「赤ちゃん・ふらっと」を ご存じですか

「赤ちゃん・ふらっと」は乳幼児連れでも安心して外出ができるよう、おむつ替えや調乳・授乳のために立ち寄ることのできるスペースの愛称です。

区の施設では子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地・堀留町・浜町・月島・勝どき児童館、女性センター「ブーケ21」が「赤ちゃん・ふらっと」として都へ届け出をしています。

施設の入口などに「赤ちゃん・ふらっと」マークを掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧はとうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

※問合せ先
都福祉保健局少子社会対策部
家庭支援課子育て事業係
☎(5320)4371

子ども家庭支援センター事業係
☎(3534)2103
とうきょう子育てスイッチ
ホームページアドレス
<http://kosodateswitch.jp>



▲「赤ちゃん・ふらっと」マーク

別表 子ども家庭支援センター主要事業

種類	事業名	対象者	内容・費用負担など
預かり保育サービス	一時預かり保育 (一時保育)	生後57日から未就学児まで	冠婚葬祭や育児疲れなどの際に、お子さんをお預かりします。 (利用時間) 午前9時から午後5時まで(1時間単位で利用可) (利用料金) 1時間800円 ◎日本橋区民センター内日本橋分室保育室でも実施しています。
	一時預かり保育 (緊急保育)		出産や入院など緊急の理由で一時的に保育が必要になった場合に、お子さんをお預かりします。 (利用時間) 午前9時から午後5時まで(原則として1カ月以内) (利用料金) 1日2,000円 ◎日本橋区民センター内日本橋分室保育室でも実施しています。
	トワイライトステイ	2歳から小学校6年生まで	仕事などにより帰宅が夜間となる場合に、一時的にお子さんをお預かりします。 (利用時間) 午後5時から午後10時まで (利用料金) 1回2,000円 夕食代1食400円(持参可)
	病児・病後児保育	生後7カ月から小学校3年生まで	入院加療の必要のない病中または病気回復期にあるお子さんを家庭で看護することができないとき、区が委託した医療機関または認証保育所の保育室でお預かりします。 (利用時間) 午前9時から午後5時30分まで (利用料金) 1日2,000円
	子どもショートステイ	生後7日から中学校3年生まで	保護者の病気や出産などの理由により、お子さんの保育が一時的に難しくなったときに、区が委託した施設または協力家庭でお子さんを短期的にお預かりします。 (利用期間) 施設: 6泊7日以内 協力家庭: 2泊3日以内 (利用料金) 1泊2日6,000円(以降1日増えるごとに3,000円加算)
「ご自宅での子育てサポート	育児支援ヘルパー	母子健康手帳交付時から出産後6カ月以内の家庭	育児や家事の支援を必要とする妊娠中または産後のご家庭に対して、区と契約を結んだ事業者がホームヘルパーを派遣します。 (利用時間) 午前8時から午後6時までの時間帯で1日につき2時間以内(1世帯につき合計15回まで) (利用料金) 家庭の所得により異なります。
	緊急一時保育援助事業	生後4カ月から未就学児まで	保護者の病気や出産などによって緊急一時的にお子さんを保育することが困難となった場合に、保育員(ベビーシッター)を派遣します。 (利用時間) 午前8時から午後6時までの間で1日につき9時間以内 (利用料金) 利用時間および家庭の所得により異なります。
親子の交流・活動支援・情報提供	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者の方、妊娠中の方	子育てに関するさまざまな情報交換や仲間づくりの場として、また、必要な方には育児に関する相談や助言を行うことを目的としたひろばです。定期的な子育て講座やミニコンサートなども実施しています。 (利用時間) 午前9時から午後5時まで (利用料金) 無料(ミルクなどは各自で持参ください)
	情報交流室	どなたでも利用できます。	パンフレットや掲示物などで子育てに関するさまざまな情報を発信しています。また、育児雑誌や育児に関するビデオを見ることもできます。 (利用時間) 午前9時から午後5時まで
	地域活動室の貸出	区内で子育て支援に関する活動を行っている人やグループ、団体など	子育てグループなどの活動を支援するため、地域活動室を無料で貸し出します(約20名利用可)。 (利用時間) 午前 午前9時から正午まで 午後 午後1時から5時まで 夜間 午後6時から10時まで

をお知らせします

基金の状況

基金は、ご家庭でいえば「貯金」に当たるものです。将来、学校や区民施設の建設など一時的に多額の資金が必要となる場合に備えて、あらかじめ目的ごとの基金として積み立てを行っています。

基金の名称	平成23年9月末	平成23年10月～平成24年3月		平成24年3月末
	現在高	積立額	取崩額	現在高
施設整備基金	200億9,314万6千円	5,737万5千円	0円	201億5,052万1千円
うち子ども手当寄附金	39万円	31万4千円	0円	70万4千円
教育施設整備基金	125億152万3千円	2,162万4千円	0円	125億2,314万7千円
財政調整基金	153億826万8千円	1,556万8千円	0円	153億2,383万6千円
減債基金	4億1,051万9千円	8,852万5千円	2億円	2億9,904万4千円
小計	483億1,345万6千円	1億8,309万2千円	2億円	482億9,654万8千円
まちづくり支援基金	53億2,028万1千円	2,345万6千円	9億円	44億4,373万7千円
平和基金	4,570万7千円	177万6千円	0円	4,748万3千円
交通環境改善基金	1億422万4千円	3万6千円	0円	1億426万円
森とみどりの基金	9,899万円	3万4千円	0円	9,902万4千円
文化振興基金	5,003万6千円	1万7千円	0円	5,005万3千円
介護保険給付準備基金	2億6,636万3千円	8万3千円	0円	2億6,644万6千円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	2,463万6千円	8千円	2,464万4千円	0円
合計	542億2,369万3千円	2億850万2千円	11億2,464万4千円	533億755万1千円

◎このほか、公共料金支払いのために定額の資金を運用する公共料金支払基金を設置しています。

特別区債の状況

特別区債は、ご家庭でいえば「借金」に当たるものです。小・中学校の改築や大規模な施設の建設の際には、一時的に多額の費用を必要とします。これらの施設は、区民の皆さんが長期にわたって利用するものです。そこで、その費用を将来の区民の方々にもご負担いただくという考えで、国などから長期にわたって資金の借入れを行うことがあります。これが特別区債です。なお、特別区債を活用してできる事業は、「地方財政法」で定められています。

発行目的	平成23年9月末現在	平成23年10月～平成24年3月		平成24年3月末現在
	未償還元金	発行額	償還額	未償還元金
福祉施設整備	5億5,000万円	0円	2億円	3億5,000万円
教育施設整備 (小・中学校の建設、 改築および用地取得)	15億5,354万5千円	0円	1億2,186万9千円	14億3,167万6千円
住民税等減税の補てん	1億4,118万5千円	0円	762万9千円	1億3,355万6千円
臨時税収補てん	17億9,275万2千円	0円	1億2,982万2千円	16億6,293万円
合計	40億3,748万2千円	0円	4億5,932万円	35億7,816万2千円

区立住宅
主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。次の①～⑥全ての要件を満たす方

① 申込者本人が、次のいずれかにあてはまる成年者(二十歳未満の既婚者を含む)で、それを住民票などで証明できること

② 申込日現在、区内に居住していること

③ 区内に居住していないが、二親等以内の親族が申込日現在区内に居住していること

④ 平成二十三年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表の所得基準の範囲内であること

⑤ 現に住宅に困っていないこと

⑥ 住民税を滞納していないこと

⑦ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

別表

住宅区分	住宅名	募集戸数	間取り	面積	使用料(月額)	所得基準(年間所得)
区立住宅	晴海住宅	1戸	2DK	38.8㎡	28,700円	861,000円～14,400,000円
	八丁堀住宅	1戸	3DK	60.7㎡	98,700円	2,961,000円～14,400,000円
		1戸	3DK	63.4㎡	103,100円	3,093,000円～14,400,000円
	月島西仲住宅	1戸	3LDK	68.5㎡	132,240円	1,896,001円～14,400,000円
	箱崎町住宅	1戸	2DK	55.4㎡	120,460円	
	京橋プラザ住宅(一般型)	2戸	2LDK	66.4㎡	145,100円	2,276,000円～6,224,000円
	京橋プラザ住宅(特公賃型)	1戸	2DK	50.3㎡	109,900円	
	1戸	2LDK	61.1㎡	140,600円		
区立高齢者住宅	高齢者住宅晴海ガーデンコート	1戸	1DK	44.3㎡	95,000円	0円～14,400,000円
区営住宅	勝どき住宅	1戸	3DK	59.3㎡	42,100円～124,900円	世帯数 4人 一般世帯 0円～3,036,000円 障害者等世帯 0円～3,708,000円

◎区立住宅の使用料は、世帯の所得により最大5割まで減額します(晴海住宅および八丁堀住宅は除く)。
◎区立京橋プラザ住宅(特公賃型)の所得基準は、2人世帯の場合です。家族数に応じて所得基準が変わります。
◎区立高齢者住宅の使用料は、世帯の所得により最大12,000円まで減額します。
◎区営住宅の使用料は、世帯の所得により1割まで減額します。
◎区営住宅の所得基準は、4人世帯の場合です。家族数に応じて所得基準が変わります。
◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

ケーブルテレビで

テレビ放送を視聴の皆さんへ

～平成27年4月から接続料が有料となります～

テレビ放送は、昨年七月二十四日に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送(地デジ)に切り替わりました。区では、ケーブルテレビをご覧の区民等の皆さんの急激な負担増を避け、緩やかに地デジへの移行ができるよう、区内でケーブルテレビ事業を展開している東京ベイネットワーカー(株)と東京ケーブルネットワーク(株)の二事業者と協議を行い、平成二十七年三月三十一日までをアナログ放送停波後経過期間とし、次の二つの対策をしています。

- ・ケーブルテレビで視聴するための接続料を無料化(NHKの放送受信料およびBS、CSなどの有料放送を除く)
- ・地デジチューナーがなくても、ケーブルテレビを経由してアナログテレビのまま地デジが視聴できるデジタル変換送信機

いずれの対策も平成二十七年三月三十一日で終了するとに伴い、事前に区民等の皆さんへの周知を図るため、ケーブルテレビ事業者から有料化へ向けたご案内を展開していきますのでお知らせいたします。なお、ケーブルテレビによる視聴をやめ、ご自分で地デジ用アンテナを設置するか、または光回線へ接続して視聴する方法もあります。この場合の費用は自己負担となります。

※問合せ先

- ・東京ベイネットワーカー(株) (年中無休、午前9時30分～午後6時) ☎0120(500)774
- ・東京ケーブルネットワーク(株)(日曜日・祝日を除く、午前9時30分～午後5時) ☎(3814)2600
- ・広報課広報係(平日午前9時～午後5時) ☎(3546)5688

区立住宅・区立高齢者住宅および区営住宅あき家人居者募集

平成二十四年度の募集から区立住宅などの申込資格に「暴力団員でないこと」が加わりました。

区立住宅
主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

区立高齢者住宅
二親等以内の親族が申込日現在区内に居住していること

区営住宅
主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。次の①～⑥全ての要件を満たす方

① 申込者本人が、次のいずれかにあてはまる成年者(二十歳未満の既婚者を含む)で、それを住民票などで証明できること

② 申込日現在、区内に居住していること

③ 区内に居住していないが、二親等以内の親族が申込日現在区内に居住していること

④ 平成二十三年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表の所得基準の範囲内であること

⑤ 現に住宅に困っていないこと

⑥ 住民税を滞納していないこと

⑦ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

募集する住宅と戸数
別表のとおり
申込みのしおりなどの配布
募集期間中(土・日曜日は除く)に、区役所五階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。

申込方法
7月5日(必着)までに郵便事業株式会社晴海支店留の郵送で申込み。

◎申込みは、一世帯につき一通です。住宅の所在地、間取りなど、詳しくは申込みのしおりまたは区のホームページをご覧ください。

※問合せ先
住宅課住宅管理係 ☎(3546)5470

平成23年度(下半期)中央区の財政状況

区では、区民の皆さんに中央区の財政状況を理解していただくため、納められた税金の使い道や区の財産、基金(貯金)、特別区債(借金)の現況などを毎年6月と12月に公表しています。

今回は、平成23年度下半期(平成23年10月1日～平成24年3月31日)分についてお知らせします。

なお、各会計の収入済額・支出済額は平成24年3月31日現在のもので、出納整理期間(平成24年4月1日～5月31日)の額は含まれていないため、最終的な決算額とは異なります。
※問合せ先 企画財政課財政主査 ☎(3546)5255

一般会計

一般会計は、特別区税や特別区交付金を主な財源(収入)として、子育て支援や高齢者施策をはじめとする福祉の充実や学校教育、区民の健康づくり、防災・危機管理対策、環境対策、まちづくりの推進、商工業支援など区政一般に要する経費の会計です。

平成23年度の予算は、前回(平成23年9月30日現在)の公表時において、平成22年度からの繰越事業費を含め734億4,549万3千円でしたが、その後、平成24年3月に増額補正を行い、繰越事業費を含めた「予算現額」は737億5,917万9千円となりました。

執行状況(平成24年3月31日現在)

歳入歳出予算現額	737億5,917万9千円 (うち前年度からの繰越事業費3億1,368万6千円)
収入済額	618億5,187万4千円 (執行率83.9%)
支出済額	552億1,697万5千円 (執行率74.9%)

歳入 歳出

歳入		歳出	
特別区税	204億6,784万9千円	民生費	186億372万7千円
特別区交付金	185億1,116万8千円(90.4%)	土木建築費	165億1,182万8千円(88.8%)
地方消費税交付金	113億4,137万9千円	教育費	128億6,762万1千円
繰入金	120億4,565万6千円(106.2%)	総務費	81億7,995万2千円(63.6%)
使用料及び手数料	78億3,100万円	地域振興費	95億5,311万6千円
国庫支出金	78億847万円(99.7%)	衛生費	67億9,071万7千円(71.1%)
その他	67億4,887万3千円	その他	84億6,789万4千円
	11億円(16.3%)		60億153万2千円(70.9%)
	63億6,975万8千円		78億7,346万2千円
	59億200万円(92.7%)		69億5,682万9千円(88.4%)
	60億5,190万5千円		65億3,612万3千円
	49億4,445万5千円(81.7%)		57億9,405万円(88.7%)
	149億4,841万5千円		98億5,723万6千円
	115億4,012万5千円(77.2%)		49億8,206万7千円(50.5%)

□ 予算現額
■ 収入済額・支出済額(率)

特別会計

特別会計は、特定事業の歳入歳出を明確にするために、一般会計とは別に設けられたものです。

国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、国民健康保険に加入している皆さん(平成24年3月31日現在31,585人、21,813世帯)の医療費等に要する経費を経理しています。

平成23年度の予算は、前回(平成23年9月30日現在)の公表時において114億7,989万9千円でしたが、その後平成24年3月に減額補正を行い、予算現額は112億7,720万5千円となりました。

執行状況(平成24年3月31日現在)

歳入歳出予算現額	112億7,720万5千円
収入済額	104億9,149万円 (執行率93.0%)
支出済額	99億7,947万4千円 (執行率88.5%)

歳入 歳出

歳入		歳出	
国民健康保険料	33億1,334万8千円	保険給付費	73億4,673万1千円
国庫支出金	29億7,537万1千円(89.8%)	後期高齢者支援金等	64億5,757万円(87.9%)
繰入金	25億8,933万5千円	共同事業拠出金	14億2,328万7千円
前期高齢者交付金	26億4,693万9千円(102.2%)	介護納付金	13億442万2千円(91.7%)
その他	13億7,414万8千円	その他	12億4,864万1千円
	12億6,000万円(91.7%)		11億4,122万1千円(91.4%)
	12億5,971万6千円		6億8,081万円
	11億5,473万9千円(91.7%)		6億1,610万8千円(90.5%)
	12億2,122万1千円		5億7,773万6千円
	11億4,335万3千円(93.6%)		4億6,015万3千円(79.7%)
	15億1,943万7千円		
	13億1,108万8千円(86.3%)		

□ 予算現額
■ 収入済額・支出済額(率)

介護保険事業会計

介護保険事業会計は、介護保険に加入している皆さん(平成24年3月31日現在65歳以上被保険者20,168人、要介護認定者3,887人)の介護サービス費等に要する経費を経理しています。

平成23年度の予算は、前回(平成23年9月30日現在)の公表時において64億7,757万7千円でしたが、その後平成24年3月に増額補正を行い、予算現額は65億1,181万1千円となりました。

執行状況(平成24年3月31日現在)

歳入歳出予算現額	65億1,181万1千円
収入済額	60億533万4千円 (執行率92.2%)
支出済額	57億5,624万3千円 (執行率88.4%)

歳入 歳出

歳入		歳出	
支払基金交付金	17億8,482万9千円	保険給付費	58億7,961万6千円
繰入金	16億2,233万1千円(90.9%)	総務費	52億7,159万8千円(89.7%)
国庫支出金	13億4,380万7千円	その他	3億2,448万円
介護保険料	11億1,464万4千円(83.0%)		2億8,199万2千円(86.9%)
その他	12億6,298万4千円		3億771万5千円
	11億7,842万6千円(93.3%)		2億265万3千円(65.9%)
	11億2,222万7千円		
	11億217万円(98.2%)		
	9億9,796万4千円		
	9億8,776万3千円(99.0%)		

□ 予算現額
■ 収入済額・支出済額(率)

後期高齢者医療会計

後期高齢者医療会計は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入している皆さん(平成24年3月31日現在75歳以上被保険者9,567人、障害認定を受けた65歳以上被保険者75人)の医療費等に要する経費を経理しています。

平成23年度の予算は、前回(平成23年9月30日現在)の公表時において20億3,289万7千円でしたが、その後平成24年3月に増額補正を行い、予算現額は20億4,208万3千円となりました。

執行状況(平成24年3月31日現在)

歳入歳出予算現額	20億4,208万3千円
収入済額	19億5,822万6千円 (執行率95.9%)
支出済額	19億2,158万5千円 (執行率94.1%)

歳入 歳出

歳入		歳出	
後期高齢者医療保険料	10億4,477万6千円	広域連合納付金	18億1,360万2千円
繰入金	9億8,552万9千円(94.3%)	保健事業費	17億9,559万5千円(99.0%)
その他	8億7,955万3千円		9,267万1千円
	8億6,000万円(97.8%)		7,772万1千円(83.9%)
	1億1,775万4千円		1億3,581万円
	1億1,269万7千円(95.7%)		4,826万9千円(35.5%)

□ 予算現額
■ 収入済額・支出済額(率)

区民負担の概況

特別区民税の調定額(区が収入すべき金額)から区民の皆さんの一人当たり、一世帯当たりの負担額を計算すると、次のようになります。

(平成24年3月31日現在)

特別区民税調定額		特別区民税の負担額	
調定額	175億3,549万5千円	一人当たり	14万3,780円
人口	121,961人	一世帯当たり	26万360円
世帯数	67,351世帯		

◎人口および世帯数は、平成23年1月1日(賦課期日)現在のものです。
人口は外国人登録者を含みます。

公有財産の現在高

公有財産とは、区役所の庁舎や小・中学校、保育所、区立住宅、公園などの区が所有する土地、建物や有価証券などの財産をいいます。

(平成24年3月31日現在)

土地(430,994.31㎡)	3,462億2,199万5千円
建物(509,317.99㎡)	1,258億6,152万3千円
工作物・立木竹	45億701万3千円
有価証券等	15億4,872万6千円
合計	4,781億3,925万7千円

一時借入金

一時借入金とは、一時的に支払資金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に、金融機関などから借り入れる資金をいいます。

平成24年3月31日現在の一時借入金はありません。

高齢の方へのサービスのご案内

区では、高齢の方が、いきいきと安心して暮らすことができるよう、各種サービスの充実に努めています。現在実施している高齢者福祉事業など、各種サービスの内容をご紹介します。

◆◆◆◆◆介護が必要な方へのサービス◆◆◆◆◆

要介護・要支援と認定された方

介護保険では給付されないサービスについて、また、介護保険だけでは量的に不足する方のために、区独自の各種サービスを実施しています。

●介護保険給付の種類を補うサービス●

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
紙おむつ等支給 要介護2以上の在宅および介護保険施設以外の入院(所)者で、常時寝たきりまたは認知症により、おむつが必要な方	(1)紙おむつ支給(在宅の方) 4品目33種類から必要量を組み合わせて選択(1ヵ月4,000円以上7,000円以下) ◎費用負担 原則おおむね1割負担(低所得世帯に軽減措置あり) (2)おむつ代助成(区支給おむつの持ち込みができないできない病院に入院(所)している方) 1ヵ月7,000円を限度	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
ふとん乾燥・丸洗い 要介護2以上の常時寝たきりまたは65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方でふとんの乾燥が困難な方	(1)ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方 ふとん乾燥 年12回 (2)要介護2以上で常時寝たきりの方(①または②のいずれかを選択) ①ふとん乾燥 年12回 ②ふとん乾燥年10回と丸洗い・水洗い各年1回 ◎費用負担 原則1割負担(低所得世帯に軽減措置あり)	
理美容サービス 要介護2以上の常時寝たきりまたは認知症の方	理容・美容師の出張サービス 年6枚を限度に利用券を交付 ◎費用負担 原則1割負担(低所得世帯に軽減措置あり)	
徘徊高齢者探索システム費用助成 認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護している方	探索システム利用料の一部助成 ◎費用負担 申込金、月額基本料の1割	
一般寝台(高さ調節機能付)の貸与 要支援1・2および要介護1で立ち上がりが困難な方(世帯全員が非課税の方)	高さ調節ができる一般寝台の貸与費用の助成 貸与費用の上限額は3,000円まで ◎費用負担 原則1割負担(生活保護世帯は無料)	
リフト付ハイヤー 寝たきりの方や歩行困難な方で日常車いすを利用している方	リフト付ハイヤー利用料(初乗料金)の助成 原則 月4枚の利用券を交付	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎(3546)5697
高齢者食事サービス 要支援・要介護に認定された65歳以上の方で、ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯のいずれかに該当する方	昼食・夕食を配達 ◎費用負担 1食につき400円	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603

●介護保険給付の量を補うサービス●

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
生活援助サービス(ホームヘルプサービス) ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方	生活援助 週4回以内(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担 原則1割負担(低所得世帯に軽減措置あり)	介護保険課 介護給付係 ☎(3546)5377
院内介助サービス(ホームヘルプサービス) ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方	医療機関受診時の院内での待ち時間における付き添い 週4時間以内(ただし原則として、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担 原則30分153円(低所得世帯に軽減措置あり)	
在宅支援入浴サービス(訪問入浴サービス) 要介護2以上の常時寝たきりで、入浴が全介助の方	巡回入浴車による入浴介助 介護保険と合わせて週1回を限度(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担 原則1割負担(低所得世帯に軽減措置あり)	
住宅設備改善給付 身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方	(1)浴槽・流し・洗面台などの取り替えおよび付帯工事 (2)便器の洋式化および付帯工事 (3)階段昇降機の設置(直線型・曲線型) ◎給付限度額および費用負担は種類によって異なる	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5379
緊急生活支援宿泊サービス(緊急ショートステイ) 介護者の急病や親族の葬儀などで介護が受けられない方 介護者の疲労が著しいため、介護が受けられない方	原則1週間 ◎費用負担 1日2,810円(低所得世帯に軽減措置あり)	
在宅療養支援訪問看護指導 医療保険・介護保険などの訪問看護を利用していない方 介護保険のケアプランに訪問看護が組み入れられていない方 病院退院時または外泊時に医療保険・介護保険などの訪問看護が利用できない方	療養上の相談・医療的ケアの指導など 2回まで ◎費用負担 なし	

●在宅介護を支援するためのサービス●

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
おとしより介護応援手当 要介護3以上の高齢者で区に6ヵ月以上居住し、寝たきりまたは認知症の状態が3ヵ月以上継続している方	中央区内の自宅で在宅介護を受けている方(医療機関に入院中の方を含む)に支給・月額20,000円(3ヵ月ごとに支給) ◎特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者は対象となりません。	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
在宅寝たきり高齢者介護者慰労 おおむね65歳以上で区に6ヵ月以上居住し、要介護2以上の寝たきりまたは認知症の高齢者を在宅で常時介護している方	区内で高齢者を在宅で介護している家族に食事券、マッサージ券、旅行券を1万円を単位として、合計3万円を限度に年1回支給	
介護者交流会 在宅で要介護高齢者を介護している方	介護者同士の交流および介護者の心身の負担軽減を図るために、講習会および各種教室を年6回開催 ◎費用負担 介護教室などでの材料費は自己負担	

自立と認定された方

介護保険の対象とならない自立と認定された方にもさまざまなサービスがあります。

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
住宅設備改善給付 身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方	(1)手すり取り付け、段差解消、すべり防止床材への変更、引き戸への扉変更工事など (2)浴槽・流し・洗面台などの取り替えおよび付帯工事 (3)便器の洋式化および付帯工事 ◎給付限度額および費用負担は種類によって異なる	介護保険課 介護給付係 ☎(3546)5377
高齢者生きがいデイルーム おおむね60歳以上で、虚弱や閉じこもりがちの方、自立または要支援で介護予防のために必要と認められる方	趣味活動・食事・送迎など週2回以内 ◎費用負担 1日1,000円程度	高齢者福祉課 高齢者福祉係 ☎(3546)5334

介護に関する相談

保健・福祉サービスの案内や介護の相談に応じます。

相談窓口		電話番号	相談日	利用時間	
介護保険や高齢者の福祉サービスの相談	おとしより相談コーナー (区役所4階 介護保険課)	☎(3546)5379	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	
	京橋おとしより相談センター (リハポート明石等複合施設内)	☎(3545)1107			
	日本橋おとしより相談センター (十思スクエア内)	☎(3665)3547	月～土曜日		
	月島おとしより相談センター (月島区民センター内)	☎(3531)1005			
保健福祉の相談	保健福祉相談コーナー	中央区保健所	月～金曜日	午前9時～午後5時	
		日本橋保健センター			☎(3661)3515
		月島保健センター			☎(5560)0765

◆◆◆◆◆ 介護予防のサービス ◆◆◆◆◆

各種の介護予防サービスを実施しています。

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
訪問指導 65歳以上の虚弱な方	ご自宅を訪問し、介護予防や日常生活上の看護指導を行う	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5695
介護予防事業 生活機能が低下している方	筋力アップ教室(マシントレーニング)週2回3カ月 会場：中央区保健所 送迎あり ◎費用負担 無料 送迎費 月400円 健康づくりサロン「はつらつ」(ストレッチ体操)週1回 継続利用は原則3カ月 会場：中央区保健所、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおい、マイホームはるみ ◎費用負担 無料 訪問型介護予防事業 保健師がご自宅を訪問し、生活機能に関する相談・指導を行う	おとしより相談センター 京 橋☎(3545)1107 日本橋☎(3665)3547 月 島☎(3531)1005

◆◆◆◆◆ ひとり暮らし等の高齢の方へのサービス ◆◆◆◆◆

ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方々が、安心して暮らし続けることができるよう、各種のサービスを実施しています。

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先	
高齢者福祉電話料金等の助成 近隣に親族がいない、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方(世帯全員が非課税の方)	福祉電話機器(①シルバーホン②フラッシュベル)を貸与するほか電話料金を助成 ご本人が電話をお持ちの方にも電話料金を助成 助成範囲：福祉電話機器設置料・使用料 全額 基本料・通話料(月額 基本料と通話料の合計2,500円まで) 台数など 1世帯につき1台とし、すべての電話会社の料金が対象	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355	
緊急通報システムの設置 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯などで、身体に慢性疾患があるなど日常生活上、常時注意を要する状態にある方(日中独居の方はご相談ください)	急病などの緊急事態に、ボタンを押すと救助を受けることができる専用の機器を設置する ①消防方式…東京消防庁に通報され、消防と協力員(原則2名以上必要)による救助。火災による緊急事態などの配慮が必要な方には、東京消防庁へ自動通報を行う火災自動通報機を設置 ②民間方式…区が委託する事業者のコールセンターに通報され、警備会社の出動員による救助希望により火災自動通報器および見守りセンサーを設置できる。 ◎費用負担 ①消防方式：機器購入費負担額3,200円、火災自動通報機3,100円(住民税非課税世帯等は無料) ②民間方式：月額利用料 緊急通報機器450円、火災自動通報機器50円、見守りセンサー50円(住民税非課税世帯等は無料)		
高齢者あんしんコール事業 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で要介護1～5の認定を受けていない方	はるみ訪問介護ステーション(マイホームはるみ内)のオペレーションセンターにつながる専用機器をご自宅に設置し、24時間365日体制で相談・支援を行う ◎費用負担 1カ月1,100円(低所得世帯に軽減措置あり) ◎身体介護が必要な場合には別途費用がかかります		
住宅住み替え支援 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、自ら住宅を確保することが困難な方	毎月第2・4火曜日に「住み替え相談」を行い、民間賃貸住宅の住み替えを支援する		
家具類転倒防止器具の取付 65歳以上で寝たきりの状態またはひとり暮らしの方、65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯の方	対象者宅に家具類転倒防止器具を取り付ける ◎費用負担 取付費と器具代4個までは1割負担(住民税非課税者は無料)、器具代5個目以上は全額自己負担		
ふとん乾燥 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方	毎月1回、ふとんを乾燥 ◎費用負担 所要経費の1割(低所得者に軽減措置あり)		
入退院時サポート(虹のサービス利用料助成) ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方	病院などへ入院した際、社会福祉協議会の「虹のサービス」の家事援助サービスを提供する ◎費用負担 中央区社会福祉協議会の虹のサービス利用会員(年会費2,400円)に登録した方に、入院時から退院後1週間を対象に年間48時間までサービス提供(48時間を超えた分は全額自己負担)		中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603
高齢者暮らしの困りごとサポート(家事のトラブルへの出張サービス) ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯の方	日常生活でのちょっとした困りごと(専門的な技術を要しないもの)について、シルバー人材センター会員が、出張サービスを提供する(電球の交換、軽い家具の移動、物の上げ降ろし、カーテンの取替えなど) ◎費用負担 1回(1時間以内) 200円		中央区シルバー 人材センター ☎(3551)2700
高齢者食事サービス ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯のいずれかに該当する70歳以上の方で、身体状況などにより調理が十分にできない方(要支援・要介護認定を受けた方は65歳以上)	昼食・夕食を配達 ◎費用負担 1食につき400円		中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603
友愛電話訪問 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方	相談員が自宅に定期的に電話または訪問し、孤独感の解消を図る		介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5379
養護老人ホームへの入所 環境上の事情や経済的事情などにより居宅で生活することが困難な高齢者	養護老人ホームへの入所を措置する ◎本人および扶養義務者の所得額により、費用負担あり	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)6762	

◎年齢の記載のないものは、原則として65歳以上の方が対象です。詳しくはお問合せください。

◆◆◆◆◆ 一般の高齢の方へのサービス ◆◆◆◆◆

高齢者の方の、生きがいや社会参加促進のための各種支援事業を実施しています。

サービスの種類と対象者	内容・助成額など	問合せ先
高齢者交通傷害保険加入 4月1日現在、70歳以上の高齢者および身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方(要介護4・5の認定者、特養入所者は除く)	区が掛金を負担して民間保険会社の区民交通傷害保険に加入している(万一交通事故にあった場合に加入者に保険金が支払われる) ◎申込みは不要	高齢者福祉課 高齢者福祉係 ☎(3546)5334
敬老大会 70歳以上(9月15日現在)の方	「敬老の日」にちなみ、劇場に招待する(今年は9月6日(木)・10日(月)～14日(金)に明治座で開催) ◎内容などは「区のおしらせ 中央」7月1日号に掲載予定	
敬老買物券 70歳以上(9月15日現在)の方	区内共通買物券などを贈呈 ◎配布方法などは「区のおしらせ 中央」9月1日号に掲載予定	
敬老入浴事業 65歳以上の希望する方(特養入所者は除く)	区内公衆浴場および他区協力浴場を1回100円で利用できる敬老入浴証(カード)を交付	
敬老マッサージ 60歳以上で区内の敬老館を利用する方	毎月1回敬老館においてマッサージサービスを提供	
さわやか健康教室 要介護認定を受けていない60歳以上の方	マシンを使用したトレーニング教室 会場：浜町高齢者トレーニングルーム、中央区保健所健康増進室、ケアプラザあいおい「本科コース」週1回・3カ月	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
高齢者医療補助用具購入費の費用助成 65歳以上(本人所得が基準額以下)で、老人性白内障による手術時に眼内レンズを装着できないため特殊眼鏡などを購入する方や医師が補聴器の使用が必要と認める高齢者で補聴器を購入した方	特殊眼鏡等助成額 特殊眼鏡一対につき40,000円まで コンタクトレンズ1眼につき25,000円まで 補聴器助成額 35,000円まで	
歩行補助杖の給付 65歳以上の歩行に杖が必要な方	歩行補助杖を無料で給付 耐用年数は3年、3年未満の再給付はできません ◎費用負担 無料	
虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート) 高齢や障害などのため、日常生活上の援助を必要としている方	虹のサービス協力会員による、利用会員の自宅、病院や施設で、掃除、洗濯、布団干し、買物、食事の支度、散歩・通院などの外出付き添い、薬の受け取りなどの代行、話し相手など ◎費用負担 年会費2,400円 利用料1時間800円	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603
会食と交流事業「ほがらかサロン」 70歳以上でデイサービスなどの通所サービスを利用していない方で、日常的に他との交流や外出の機会が少ない方	家庭的な雰囲気の場をつくり、食事や懇談、レクリエーションなどを行う ◎費用負担 昼食代として1回600円	

平成23年度 情報公開・個人情報保護の実施状況

区では、区政に関する説明責任を果たし、区民の皆さんの信頼と協力のもとに、より良い区政を目指すため、情報公開制度を実施しています。

また、区民の皆さんのプライバシーを守り、信頼される区政実現のため、個人情報保護制度を実施しています。

平成二十三年度の両制度の実施状況について、「中央区情報公開条例」および「中央区個人情報保護条例」に関する条例に基づき公表します。

情報公開制度

情報公開制度の中心は、皆さんの求めに応じて、区政情報開示制度です。

条例では、区政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区政情報の範囲や請求の方法、開示手数料(別表1参照)、不服申立ての手続などを定めています。

平成二十三年度の区政情報開示の処理状況は、別表2のとおりです。

件数は、合計千六百八十三件で、請求された区政情報の内訳は、「建築計画概要書など」(五百四十三件)、「食品関係業者台帳ファイル関連」(四百八件)、「一般診療所台帳、歯科診療所台帳関連」(二百八十九件)、「指定管理にかかる事業計画書など」(八十八件)などが主なものです。

決定の内容は、開示が九百八十七件(五八・六%)、一部開示が六百四十六件(三九・四%)、非開示(不存在)が五十件(三・〇%)でした。

また、このほか、区民の皆さんへ積極的に情報を提供するため、区役所一階の情報公開コーナーで、区が発行した刊行物などの行政資料の閲覧や貸出しを行っています(平成二十三年度の利用状況は別表3のとおり)。

情報公開コーナーでは、区などが発行している有償刊行物(別表4参照)の販売も行っていますのでご利用ください。

個人情報保護制度は、区民の皆さんのプライバシーを守るため、自分の個人情報の開示などを求めることができる制度です。

条例では、区が管理する個人情報について、適正な管理や利用のルールを定め、開示・訂正などを請求する権利を保障し、不正に取り扱った場合の罰則を規定しています。

平成二十三年度は、開示請求が四十六件で、決定の内容は、開示が二十六件、一部開示が四件、不存在が十六件でした。

個人情報を取り扱う事務は、目的、内容などを記載した登録票を、また、目的以外の利用や外部への提供をしたとき

は、理由や内容などを記載した記録票を作成しています。登録票および記録票は、どなたでも閲覧できます。事務の登録などの状況は、別表5のとおりです。

※問合せ先
総務課情報公開担当
☎(3546)5291

別表1 情報公開の手数料

区分	区政情報の種類	手数料の額	徴収時期
閲覧	文書・図画・写真および電磁的記録(ビデオテープおよび録音テープを除く)	1件名(簿冊は1冊)につき 300円	閲覧のとき
	マイクロフィルム	1件名につき 300円	視聴のとき
視聴	ビデオテープおよび録音テープ	1巻1回につき 500円	
	写しの交付	文書・図画・写真・マイクロフィルムおよび電磁的記録(ビデオテープおよび録音テープを除く)	1件名(簿冊は1冊)につき300円に、写し1枚につき10円(電磁的記録に係るフロッピーディスクによる写しの交付は、1枚につき60円)を加算した金額

別表2 平成23年度 区政情報開示請求の主な内容および件数

開示請求の内容	決定の内容		件数
	開示	一部開示	
建築計画概要書、解体工事事前周知届出など 都市整備部が保有する文書	開示	167件	543件
	一部開示	367件	
	非開示(不存在)	9件	
食品関係業者台帳ファイルなど食品衛生に関する文書	開示	359件	408件
	一部開示	36件	
	非開示(不存在)	13件	
一般診療所台帳、歯科診療所台帳など区内診療所に関する文書	開示	280件	289件
	一部開示	6件	
	非開示(不存在)	3件	
美容所施設一覧など生活衛生施設に関する文書	開示	81件	94件
	一部開示	11件	
	非開示(不存在)	2件	
指定管理にかかる事業計画書など区民部が保有する文書	開示	17件	88件
	一部開示	68件	
	非開示(不存在)	3件	
道路占用許可申請書など環境土木部が保有する文書	開示	30件	75件
	一部開示	37件	
	非開示(不存在)	8件	
指定管理にかかる事業計画書など福祉保健部が保有する文書	開示	6件	53件
	一部開示	46件	
	非開示(不存在)	1件	
区長交際費の出納簿、契約台帳など総務部が保有する文書	開示	14件	52件
	一部開示	37件	
	非開示(不存在)	1件	
小学校改築準備協議会資料など教育委員会事務局が保有する文書	開示	6件	46件
	一部開示	36件	
	非開示(不存在)	4件	
選挙管理委員会会議録など選挙管理委員会事務局が保有する文書	開示	20件	23件
	一部開示	2件	
	非開示(不存在)	1件	
新しい築地を作る会資料など企画部が保有する文書	開示	3件	5件
	一部開示	2件	
	非開示(不存在)	2件	
議長交際費の出納簿など議会が保有する文書	開示	3件	4件
	一部開示	1件	
	非開示(不存在)	1件	
電力会社の社債保有状況など会計室が保有する文書	開示	2件	2件
	一部開示	2件	
	非開示(不存在)	2件	
健康中央21推進委員会資料など生活衛生に関する文書	開示	1件	1件
	一部開示	1件	
	非開示(不存在)	1件	
合計	開示	987件	1,683件
一部開示	646件		
非開示(不存在)	50件		

別表4 有償刊行物一覧表

名称	価格	発行
中央区政年鑑 平成23年版	1,470円	企画部広報課
区のお知らせ縮刷版 No.6(平成2年4月~平成7年3月)	9,100円	
中央区区内散歩 第1集・第2集・第3集・第4集	各500円	
中央区区内散歩 第5集・第6集	各400円	
中央区区内散歩 第7集	600円	
中央区区内散歩 第8集	700円	
図説 中央区史	8,000円	
中央区女性史-いくつもの橋を渡って <通史>1,900円 <聞き書き集>1,500円	3,400円	
森 義利 作品集	2,500円	郷土天文館
中央区の文化財(二)美術・工芸・古文書	各700円	
中央区の文化財(四)有形民俗文化財-信仰		
中央区の文化財(五)有形民俗文化財-道具類	800円	
中央区の文化財(六)有形民俗文化財-道具類二		
中央区の木造建造物 中央区文化財調査報告書 第2集	3,200円	
中央区旧家所蔵文書 第3集	1,300円	
梶森神社所蔵文書 第4集	2,400円	
中央区民文化財ガイド 月島編	300円	
中央区歴史・観光まち歩きガイドブック	1,000円	
中央区年表(江戸時代篇上~昭和時代13) (大正世相篇は品切れ)	各1,600円	
京橋地区図(郷土室だより「付録地図」)	各420円	
日本橋地区図(郷土室だより「付録地図」)		
中央区沿革図集 第1巻[月島篇]	7,000円	
中央区沿革図集 第2巻[日本橋篇]	各12,000円	
中央区沿革図集 第3巻[京橋篇]		

別表3 平成23年度行政資料などの利用状況

利用者数	3,767人
資料閲覧	1,083冊
資料貸出	7冊
有償刊行物販売	220冊
道路台帳などの情報提供	3,598件
コピーサービス	25,267枚

別表5 事務の登録などの状況

平成23年度末現在

項目	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会	計
事務の登録	224件	56件	4件	1件	7件	292件
個人情報ファイル	451件	52件	33件	0件	0件	536件
外部委託	180件	15件	1件	0件	1件	197件
目的外利用	178件	39件	2件	0件	3件	222件
外部提供	203件	23件	18件	4件	1件	249件

情報コーナー(10頁からのつづき)

中小企業技術者高度研修助成を実施しています

区内中小企業の経営者または従業員が、事業活動に必要な技術を身につけるため高度技術研修会(初歩的なものではなく、一定の技術を有する方を対象とした研修会)に参加する場合、区がその受講料の一部を助成します。

なお、助成対象となる研修会には一定の条件がありますので、事前にご相談ください。

商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487

私道整備の助成

私道整備(排水施設等の補修を含む)を行う場合、区で助成します。

[助成対象]

- ①幅1.2m以上で公道間を連結する私道
②幅1.8m以上、延長20m以上で一方が公道に連結している私道
③助成を受けて整備した私道で、経年のため破損が著しい私道

[助成金]

①・③の場合は全額、②の場合は90%

[工事]

区で工事を行い、完成後は申請者に引き渡します。

区役所5階道路課、日本橋・月島道路事務所にある申請書に記入の上、私道の権利者の承諾書を添えて提出する。

申請書は、区のホームページからダウンロードすることもできます。

道路課道路保全係

☎(3546)5430

日本橋道路事務所

☎(3666)4254

月島道路事務所

☎(3531)1155

日本橋地域 お魚屋さん特売日
7月5日(木)
区民生活課消費生活係
☎(3546)5332

平成24年度特別区職員(Ⅲ類・経験者)採用試験

[第一次試験]9月9日(日)

[試験区分・採用予定数など]別表1のとおり

[申込方法・期間など]別表2のとおり

[試験案内・申込書配布場所]区役所1階まごころステーション・3階職員課、日本橋・月島特別出張所、築地・日本橋・月島社会教育会館、

別表1 試験区分・採用予定数など

Table with 4 columns: 試験区分, Ⅲ類, 採用予定数 (2級職, 3級職主任主事Ⅰ, 3級職主任主事Ⅱ). Rows include 事務, 土木造園(土木), 建築, 機械, 電気.

別表2 申込方法・期間など

Table with 4 columns: 区分, 申込方法, 申込期間, 申込場所. Rows include Ⅲ類 (インターネット申込み, 郵送, 持参) and 経験者 (郵送, 持参).

中央区保健所、日本橋・月島保健センター、京橋・日本橋・月島図書館および特別区人事委員会事務局

◎受験資格など、詳しくは採用試験案内をご覧ください。

特別区人事委員会事務局任用課採用係

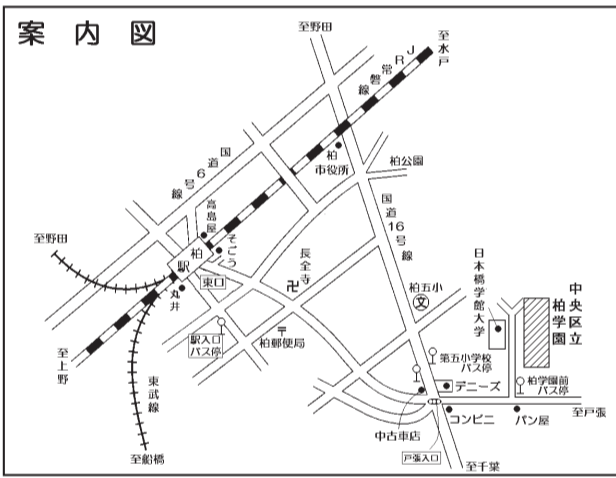
☎(5210)9787

HP http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

区では今年度「男女共同参画行動計画2013(仮称)」を策定します。計画策定の参考資料とするため、二十歳以上の区民を無作為に抽出し、「男女共同参画に関するアンケート調査」

男女共同参画に関するアンケート調査ご協力のお願い



- 対象 土・日曜日、祝日、春季・夏季休業期間中(学校利用日を除く)
①一般の団体
②土・日曜日、祝日、春季・夏季休業期間中(学校利用日を除く)
③12月28日～1月4日を除く。なお、宿泊利用は青少年団体のみ可能。

を六月下旬(予定)に送付しますので、ご協力をお願いします。
※問合せ先
総務課女性施策推進係
☎(5543)0651

柏学園で 学習・スポーツ活動をしませんか

校外学園として親しまれている柏学園を学習やスポーツ活動にご利用ください。所在地 千葉県柏市柏1236-1
利用施設 運動場、体育館、学習室、多目的室など
対象 教育委員会が認めている団体(社会教育または社会体育を目的とする六名以上の団体)
使用料 別表3のとおり
利用可能日 ①少年少女団体(区内在住の小・中学生で構成される団体)

別表3 施設使用料

Table with 3 columns: 施設名, 利用区分 (午前・午後, 1日), 利用時間. Rows include 学習室, 理科調理室, 多目的室, 製作活動室, 和室, 体育館.

Table with 4 columns: 施設名, 利用月, 利用区分 (午前・午後, 1日), 利用時間. Rows include 運動場 (200mトラック).

◎少年少女団体の施設使用料は無料です(宿泊の場合は宿泊利用料を別途負担)。

申込期間 ①少年少女団体 三カ月前の一日から利用日前日まで。ただし、宿泊利用の場合は、利用日十日前まで
②一般の団体 二カ月前の一日から利用日

前日まで 申込方法 区役所六階学務課で、申請書に記入して申込む。
※申込(問合せ)先 学務課保健給食係
☎(3546)5516

「中央区エコタウン構想」がまとまりました

三月一日(木)から実施したパブリックコメントへのご協力ありがとうございました。皆さんからいただいたご意見を踏まえて、「中央区エコタウン構想(以下、「構想」という)を策定しました。

この構想は、住宅系のモデル地区として「晴海地区」、業務系のモデル地区として「東京駅前地区」を対象に地球温暖化をはじめとする環境問題に対して、区民、事業者、区が一体となって地区レベルで取り組み、解決していくことを目指しています。さらに、単に環境に配慮するだけではなく、地区全体の魅力や価値を高め、経済活動やさまざまな活動が活性化してより暮らしやすい街になるような具体的な取り組みを提示しています。
今後は、地区の住民や事業者・行政が一体となって、構想に示す取り組みを着実に推進することで、環境に配慮した、「エコタウン」の実現を目指していきます。
◎構想の詳細や皆さんからいただいたご意見と区からの回答については、区のホームページをご覧ください。
※問合せ先 環境政策課計画調整係
☎(3546)5420

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る 学ぶ

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所*
- ④電話番号
- ⑤年齢
- その他必要事項

※在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は
学校名・所在地・電話番号も記入

◎固に〒・住所が記載されていない場合の宛先は
〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申込みも可能

施設

8月分運動場等抽選申込み

区立運動場等の体育施設は公共施設予約システムで施設の抽選・予約の申込みを受け付けています。

対「体育施設団体利用登録」をしている団体

[申込期間]

7月1日(日)～8日(日)午後9時30分

[8月の区民優先日]

- 月島運動場 5日(日)
- 晴海運動場 19日(日)
- 浜町運動場 12日(日)

豊海テニス場 5日(日)・19日(日)
公共施設予約システムを利用して
申込み。

公共施設予約システム

[利用できる機器]

- ・インターネットが利用できるパソコン・携帯電話など
- ・区役所、日本橋・月島区民センターに設置してある利用者端末

問 スポーツ課体育施設係

☎(3546)5529

HP 公共施設予約システム

- ・パソコン用アドレス
<http://yoyaku.city.chuo.lg.jp/web/>
- ・携帯電話用アドレス
<http://m-yoyaku.city.chuo.lg.jp/mobile/>

10月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘申込みのご案内

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
利用月	10月分	
在住者優先	専用はがき(区内在住者優先利用申込書)7月14日(土)各施設必着 公共施設予約システム 7月1日(日)～14日(土)午後11時 抽選日 7月16日(祝)	
空室申込 (どなたでも 申込みます)	公共施設予約システムや現地への電話による申込みは、7月20日(金)から受け付けます。	
ヴィラ本栖直通バス 伊豆高原荘送迎バス	※申込(問合せ)先 「ヴィラ本栖」フロント ☎0120-162312 (東京23区からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	※申込(問合せ)先 伊豆高原荘フロント ☎0120-151307 (東京23区からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163

- ◎公共施設予約システムは、区のホームページや、区役所、日本橋・月島区民センターに設置してある利用者端末をご利用ください。
- ◎伊豆高原荘をご利用の際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で2階の部屋を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
- ◎区内4カ所から「ヴィラ本栖」まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
- ◎「ヴィラ本栖」敷地内において、道路整備工事を実施しています。ご利用の皆さんには、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほど、よろしくお願ひします。
- ◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています。
- ◎詳しくは、区役所・区民センター・区民館などに設置しているパンフレットをご覧ください。ただか、各施設にお問合せください。

問 地域振興課区民施設係 ☎(3546)5623

夏季施設「海の家」「山の家」の空き室あります

夏季施設に空き室がありますので、ご利用ください。

空き室状況はお問合せください。

[開設期間]

7月21日(土)～8月19日(日)宿泊

[開設施設]

- ・海の家
「ホテル暖香園」
(静岡県伊東温泉)
- ・山の家
「ホテル南風荘」

(神奈川県箱根湯本温泉)

対 中央区国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方とその家族

◎保険料を滞納していない方に限ります。

◎1人でのご利用はできません。

問 区役所4階保険年金課の窓口で、直接申込み。

◎日本橋・月島特別出張所や電話での申込受付はできません。

問 保険年金課給付係

☎(3546)5360

保健・医療・福祉

障心身障害者医療費助成制度 受給者証をお持ちの方へ

現在受給者証をお持ちの方が加入している健康保険の現況調査を行います。これは、受給者証の年次更新にあたり、中央区国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入されている方を対象に行うものです。

調査該当の方には、7月初旬に調

査票を送ります。記載内容を確認の上、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

問 障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5268

講座

子育て支援講習会 子どもの睡眠と生活リズム ～早寝・早起き・朝ごはん～

日 7月6日(金)

午後1時30分～3時30分

場 日本橋保健センター講堂

対 区内在住の乳幼児の保護者

内 子どもの発達と、眠ること、食べること、生活リズムを整えることの大切さについて、「子どもの早起きをすすめる会」の先生にお話しをしていただきます。

[講師] 小児科医師 星野恭子

定 20名(先着順)

費 無料

日 6月21日(木)から電話で申込み。

◎7カ月以上のお子さんを保育します。保育を希望する方は電話で申込みてください(先着13名程度)。6カ月までのお子さんは保護者と一緒に参加してください。

問 日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

血管年齢を若く保つには

日 7月20日(金)

午後1時30分～4時

場 日本橋保健センター5階

対 区内在住・在勤者

内 ・測定

加速度脈波計で測定する「血管年齢」

・講話

血管の老化を防ぐ生活習慣

・料理紹介・試食

おいしく食べて、血管ケア

定 20名(先着順)

費 無料

日 6月21日(木)から前日までに電話で申込み(電子申請も可)。

問 日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

経営セミナー

日 7月23日(月)

午後2時～4時

場 区役所8階大会議室

対 区内中小企業経営者および従業員

内 商工業経営者や幹部社員の方を対象に、経営に役立つ専門知識の修得を目的とした経営セミナーを開催します。

[テーマ] 中小企業にこそ「ブランディング」が求められています

中小企業のブランド価値の見つけ方、育て方



離乳食講習会

日 時	7月5日(木)	7月12日(木)
	午後1時30分～3時	
会 場	日本橋保健センター4階講堂	日本橋保健センター5階料理講習室
対 象	5～6カ月ごろの乳児の保護者	1歳～1歳3カ月ごろの幼児の保護者
内 容	1回食の進め方	離乳の完了に向けて
定 員	・離乳食の作り方の紹介 ・試食(保護者のみ)	
費 用	各20名(先着順)	
申 込 方 法	無 料	
申 込 (問 合 せ) 先	6月22日(金)から電話で申込み 日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071	

トピックス



最終回を迎えた「築地 緑のマルシェ」

5月26日、築地場外市場で東日本大震災の被災地復興支援「築地 緑のマルシェ」がNPO法人築地食のまちづくり協議会主催で開催されました。昨年6月から1年間にわたり、被災地域の物産販売や観光PRを行ってきましたが、最終回を迎えたこの日も大勢の買物客で賑わいました。

予防接種を受けましょう!



予防接種は、免疫をつくらせて感染症の発症を予防するのに役立ちます。接種時期に、お知らせと予診票を送付します。体調の良い時に早めにお受けください(法律に基づき区が実施する予防接種は別表1・2のとおり)。

中央区へ転入された方で、未接種の予防接種がある場合は、中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参してください。

なお、法律による対象年齢をすぎると、公費で接種できませんのでご注意ください。**日本脳炎予防接種の勧奨について(二期未接種分)**

今年度八歳・九歳の勧奨(二期未接種分)
平成十五年四月二日から平成十七年四月一日生まれの方

へ六月中旬に予診票を送付しました。

なお、今回の勧奨対象ではない方で、希望される場合は、予診票の交付を行っています。

未接種分がある場合は、中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参してください。

MR(麻しん・風しん混合ワクチン)および麻しんワクチン未接種分の任意接種について

麻しんの排除や感染拡大の予防を図るため、MR一期と二期の未接種者に対して、今年度も法に基づかない任意公費負担を行っています。

二歳から二期対象前の方で麻しん未罹患でMR一期を未接種の方、および小学校一年生から六年生で麻しん未罹患

別表1 予防接種一覧

予防接種名	法律による対象年齢(無料接種)	標準的接種期間	予診票発送時期	接種方法など
DPT(三種混合)ジフテリア百日せき破傷風	1期初回(1~3回)	3カ月~7歳6カ月の前々日	生後3カ月に達した時から生後12カ月に達するまでの期間	皮下接種 0.5ml 20~56日間隔で3回
	1期追加		1期初回接種終了後12カ月に達した時から18カ月に達するまでの期間	皮下接種 0.5ml 1期初回終了後12~18カ月の間に1回
DT(二種混合)ジフテリア破傷風	2期	11歳~13歳の 前々日	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	皮下接種 0.1ml 1回
※MR 麻しん 風しん	1期	1歳~2歳の 前々日	同左	生後11カ月に達する月 皮下接種 0.5ml 1回
	2期	5歳~7歳未満で小学校入学1年前(入学前年度の4月1日~3月31日)	同左	小学校就学前々年度の3月末ごろ 皮下接種 0.5ml 1回
	3期	中学校1年生に相当する年齢の人	中学校1年生に相当する年度(4月1日~3月31日)の1年間	該当する前年度の3月末ごろ 皮下接種 0.5ml 1回
	4期	高校3年生に相当する年齢の人	高校3年生に相当する年度(4月1日~3月31日)の1年間	該当する前年度の3月末ごろ 皮下接種 0.5ml 1回
日本脳炎	1期初回(1~2回)	6カ月~7歳6カ月の 前々日	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	皮下接種 0.5ml (3歳以上) 6~28日間隔で2回
	1期追加	6カ月~7歳6カ月前々日までで1期初回終了後1年が経過した方	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	皮下接種 0.5ml (3歳以上) 1回
	2期	9歳~13歳の 前々日	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	現在、個別勧奨は行っていない 皮下接種 0.5ml 1回
BCG	6カ月の前々日まで	生後3カ月から6カ月に達するまでの期間	生後3カ月に達する月	1回
集団接種 急性灰白髄炎(ポリオ)	3カ月~7歳6カ月の 前々日	生後3カ月に達した時から生後18カ月に達するまでの期間	集団接種実施1カ月前 春:平成23年1月~12月生 秋:不活化ワクチン導入予定	経口投与 0.05ml 41日以上の間隔で2回

※基本はMRワクチンを接種。麻しんまたは風しんに罹患した場合に保護者が希望する際は罹患していないほうの単味のワクチンを接種することもできます。

別表2 接種間隔の目安

生ワクチン	BCG	MR	ポリオ	接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと
不活化ワクチン	DPT	DT	日本脳炎 インフルエンザ	接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと

熱中症に注意を!!

高年齢の方は特に注意が必要です

今夏も節電が必要とされる中、熱中症患者の増加が懸念されます。特に高齢の方々は、体温の調節機能などが低下しており、熱中症にかかりやすいだけでなく、自覚症状が少なくありません。就寝中など屋内で安静にしても発症します。熱中症の予防法や対処

- ・喉が渇かなくてもこまめに水分を補給しましょう。
- ・暑い場所での長時間の作業や運動は避けましょう。
- ・クーラーや扇風機を上手に使いましょう。
- ・疲労感や頭痛、めまい、吐

法を理解しておくことが大切です。**熱中症の予防法・対処法**
「救急車を呼んだ方がいいのかな?」と迷ったら
東京消防庁救急相談センター(24時間対応) #7119
つながらない場合は
☎(3212)2323

でMRを二回接種していない方は、予診票の交付を行います。中央区保健所、日本橋・月島保健センターまで母子健

康手帳を持参してください。ただし、免疫の効果から年度内に二度の公費接種はできませんのでご了承ください。

※問合せ先
中央区保健所健康推進課
防係 ☎(3541)5930



▲獅子頭宮出し

大祭は、八月六日に近い日曜日を含んだ四日間、祭礼初日(宵宮祭にあたる)は大旗揚げ・大祭式、翌日は氏子

き気は熱中症のサインです。すぐに体を冷やし、改善されない場合は、医師に相談したり、救急車を呼ぶなどの対応をとりましょう。

住吉神社では、毎年八月六日・七日に例祭(常例)によって毎年決まった期日に行う祭礼)が執り行われています。特に、三年に一度の例大祭(最も重要で盛大な祭礼)には、江戸の風情を伝える祭りを一

目見ようと、多くの見物人になぎわいます。

住吉神社大祭の獅子頭宮出し

区民無形民俗文化財
住吉神社
住吉神社大祭の獅子頭宮出し

チョッと知っ得! 区内の文化財

各部町会神輿の勢揃い・獅子頭宮出し・連合渡御、翌日は宮神輿宮出し・船渡御・御旅所への渡御、最終日は宮神輿の各町内巡行と宮入、といった行事の流れです。

大祭第一日の獅子頭宮出しは、住吉講(住吉一丁目の祭礼や各種行事を取り仕切る祭祀組織)の若衆たち(講員は年齢階梯によって若衆・大若衆・世話人の身分がある)によって行われる神事です。日本各地の祭礼・芸能等でもよくみられる獅子頭は、伎楽とともに大陸から渡来したとされ、後に、五穀豊稔の祈禱や悪魔を払い清める破邪の霊獣として獅子信仰が生まれました。住吉神社の獅子頭宮出しでは、宮神輿巡行の露払いや魔除けとして唐獅子が担ぎ出されます。

拜殿に安置された雌雄一対の獅子頭(獅子頭は二対あり、一対ごとに宮出しされる)が境内に運び出されると、合図とともに大鳥居前の参道に待ち構えていた若衆たちが、我先にと全速力で境内へ駆け込み、獅子頭に御捻りを投げてから鼻面の綱に飛び付きます。特に獅子頭の鼻綱を取ると縁起が良いといわれるため、激しい奪い合いになります。

さらに境内では、雌雄の獅子頭を高々と差し上げたり、勇壮華麗な揉み合いがしばしば展開され、一帯はその熱気に包まれます。そして宮出しを終えた獅子頭は、境内を出て町内巡行へと向かいます。若衆が燃える大祭最初のクライマックスであるこの神事は、住吉神社大祭を彩る代表的な行事の一つです。

中央区主任文化財調査指導員 増山一成